3　令別表第一号（三）2の内閣府令で定める身の回り品は、次に掲げるものとする。
一　ネクタイ
二　羽織ひも
三　帯締め
4　令別表第一号（三）3の内閣府令で定める家庭用繊維製品は、次に掲げるものとする。
一　ベッドスプレッド
二　毛布カバー
三　枕カバー
5　令別表第二号（五）の内閣府令で定める住生活用品は、次に掲げるものとする。
一　可搬型便器
二　便所用の器具（固定式のものを除く。）
6　令別表第三号（五）の内閣府令で定める台所用電熱用品は、次に掲げるものとする。
一　電気ポット
二　電気ホットプレート
三　電気ロースター
7　令別表第四号（一）の内閣府令で定める紙は、障子紙とする。
8　令別表第四号（八）の内閣府令で定める素材を使用して製造した食事用、食卓用又は台所用の器具は、次に掲げるものとする。
一　強化ガラス製の食事用、食卓用又は台所用の器具
二　ほうけい酸ガラス製又はガラスセラミックス製の食事用、食卓用又は台所用の器具
三　漆又はカシュー樹脂塗料を塗った食事用、食卓用又は台所用の器具（木製のもの及び合成樹脂製のものに限る。）
四　合成ゴム製のまな板
9　令別表第四号（九）の内閣府令で定める魔法瓶は、次に掲げるものとする。
一　中瓶にガラス製の真空二重瓶を使用した魔法瓶であって、卓上用のもの
二　内瓶にステンレス鋼製の真空二重瓶を使用した魔法瓶であって、主として飲用水に用い屋外に携帯するもの
10　令別表第四号（十一）の内閣府令で定める素材は、次に掲げるものとする。
一　牛革
二　馬革
三　豚革
四　羊革
五　やぎ革
11　令別表第四号（十三）の内閣府令で定める靴は、甲に合成皮革を、本底にゴム、合成樹脂又はこれらの混合物を使用し、甲と本底とを接着剤により接着した靴とする。
12　令別表第四号（十七）の内閣府令で定めるマットレスは、次に掲げるものとする。
一　スプリングマットレス
二　ウレタンフォームマットレス（ウレタンフォームの部分の最大の厚さが五〇ミリメートル以上のものに限る。）
13　令別表第四号（二十）の内閣府令で定める石けん、家庭用合成洗剤及び家庭用化学製品は、住宅用又は家具用のワックスとする。

附　則

この府令は、家庭用品品質表示法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第六十九号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

省　令

○総務省令第十七号

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行に伴い、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月十八日

総務大臣　山本　早苗

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律施行規則（昭和四十二年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

様式第三号、様式第四号、様式第五号及び様式第六号中「第十五条第一項」を「第十九条第二項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附　則

この省令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

○総務省令第十八号

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行に伴い、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する省令を廃止する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月十八日

総務大臣　山本　早苗

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する省令を廃止する省令の一部を改正する省令

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する省令を廃止する省令（平成二十五年総務省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条中「旧基金省令様式第二号及び様式第三号中」を「旧基金省令様式第二号中」に改め、「とする。」を「と、旧基金省令様式第三号中「独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律」とあるのは「独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第十三条の規定によりなお従前の例によることとされる廃止前の独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律」と、「第十五条第一項」とあるのは「第十九条第二項」と、「不服申立て」とあるのは「審査請求」とする。」に改める。

附　則

この省令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

○総務省令第十九号

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行に伴い、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成十三年政令第三百二十三号）第三条第六号の規定に基づき、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月十八日

総務大臣　山本　早苗

行政機関が行う政策の評価に関する法律施行規則の一部を改正する省令

行政機関が行う政策の評価に関する法律施行規則（平成十九年総務省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第五号中「、異議申立て」及び「、決定」を削る。

附　則

この省令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

○総務省令第二十号

地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）の施行に伴い、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月十八日

総務大臣　山本　早苗

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第百二十号）の一部を次のように改正する。

第七十九条の見出し中「区」の下に「及び総合区」を加え、同条の表第五条第二項の項中「区長（」の下に「総合区長を含む。」を加える。

附　則

この省令は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。